平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被災住宅再建費助成条例(案)

規定により提出します。 標 記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十五年六月十日

提 出 者

議 員 花 木 則

彰

嵯 峨

IJ

サ

ダ

子

ふるくぼ

和

子

IJ

由

美

ふなやま

IJ

直 子

あ か ŋ

IJ

庄

司

IJ

す げ

 \mathcal{O}

賛 成 者

議

員

高

見

 \mathcal{O} ŋ 子

佐 仙 台 藤 市 議 正 会 昭 議 長

様

の速やかな復興に資することを目的とする。 井 内におい 震災」という。) のに限る。 て助成することにより、 平成二十三年三 以下同じ。)の取得又は修繕に係る 宅に被害を 東 北 被災者 地 一方太 \mathcal{O} た被平洋 住宅 災沖 者に \bigcirc 再 注建を支 費用の 対 れ 援 じ、等 宅 う 自己 もに 余 0 2 ていのを て 予 住む 算 域の用

(定義)

第二条 による。 ۲ \mathcal{O} 例 に お い て、 次 \mathcal{O} 各号に 掲 げる 用 語 \mathcal{O} 意 義 当 該 各 号 に 定 \otimes る

- 台のかさ上げ 復 0 旧工事 住宅 (住宅 きを修 増し基礎、基礎の新設等を行う工事をいう。)及 \mathcal{O} ·復す る工事 震災により傾 V た 住 宅の びり後 別に定いう。) \mathcal{O} 住 をいう。 地盤の 宅
- を 津波浸 う。 水 区 域 震災に伴う津波の浸水被害を受けた区域で市地盤に杭打ち、薬液の注入、盛土等を行う工 長がを める区域

(助成 \mathcal{O} 対

第三条 る人は、次 震災により被害を受けた住宅(以下この条から第震災時に本市の区域内に存する住宅に居住していは、次の各号のいずれにも該当する人とする。この条例に基づく助成金(以下「助成金」といっ う <u>。</u> \mathcal{O} 交付 を受 け る ことが で

- という。) という。) により新たに取得する人又は被災住宅を修繕する人 \mathcal{O} 再建を目的として、 住宅を建設若しくは購入(次条に (以下この条から第五条までにお V おい 7 て 「建設等」 災住宅
- 前 しない。 項の規定にかかわらず、 次 の各号の 1 ず れかに該当する人には、 助 成 金 は 交付
- \mathcal{O} い税額) 提出が確認できた 市税を滞 があ いっても 場合を除 近 へ た い将来 だ 市 お 税に 71 て 係る未納 確 実 に 未 額 納 納納 額 期限を過ぎて \mathcal{O} 全 額 を 納 付 す ŧ る 付 画 さ
- 復興公営住宅に入 居 して い る人
- 三 暴力団 () 第 1 (暴力 二条第 二号 寸 員 に よる不当な 規定する暴 力 寸 を \mathcal{O} V 防 · う 。 止 等 と関 に 関する 係を有する 三年 律

四条 助 成 金 \mathcal{O} 交 付 \mathcal{O} 対象となる費 用 は \mathcal{O} とおりとする。

- 住宅の解れ 宅の した人が 所有 災 E 体 カュ 者 ょ を 等 本 り 要しな لح 住 わ 市 6 のの 宅 ず当該 賃貸借 区 全壊 住 契 宅 約 たに 規 に 一続して居2 住宅 半壊 \mathcal{O} 又 建 は次 店住することが困^数以住宅に居住していた。 というないではない。 おいったができません。 半壊 の被害を受け、 T難になった いた人に カュ つ、 たっ っただ 合は、 当 宅 を 己 住 解
- る費用 12 充 入 \mathcal{O} 子 相 当
- 被災住 第二 宅 \mathcal{O} 修 12 要す 元てる資用 ら当 当該 六号 該支 応急 規定す (当の 修理 弁さ 該 れ に る 修 応急 る 要 費 用 つする にを 災害 修 理が を 費 減 用 救 が 含まれ じ 助場 支弁 て 法 得た され 7 昭利 い和 るとき る場合 二十二年 は で 同 法 律 第 三十八 宅
- に充てる資金 の 借 入れを行 った 利子相当
- 又 は 二 十 三年三月 +日 カュ 5 平

三十 日 ま で \mathcal{O} 間に 行 わ れ たも \mathcal{O} に限るも のとす

助

五. 12 対する 災 住 交 宅 金 付 津 交付 当 浸額 該 \mathcal{O} \mathcal{O} 額又 内に存 に掲 は五百万円 して る 分 のうち 場合の ず れ 少 第 いーいー定 号め にる 掲 額 لح げ す る る 費 用

- に 対 被災住 する 交付 宅が 額 津 額 波 浸水 当 該 額 又 外に 存 して た かする交のうちの 前 ず 条 れ 第 カーカ 少 項 な第な 額 号 額 に 掲 げ る 費
- て算定 係る利 前 条第一 住った質を 額) 第二号 七 1 12 一度が大力 一度が大力 を関するのの を関するのの を関するのの を関するののの を関するののの を関するののの を関するののの を関するののののでは、 を関するのののでは、 を関するのののでは、 を関するののでは、 を関するのでは、 を可なのでは、 をでは、 刀円のうちいずね下を超える場合に **超える場合に、** 子相当額に対、 スは三百万円の れ かお 少ないにはいっちから 額 利 率 当 を該 年 利 八子 パ 相 当 セ額 ン〜 ト借 と入 しれ
- 兀 少 復 被災住る費 被災 な 住 事用 宅 にに \mathcal{O} 対 係 るす 災 る 費 \mathcal{O} 用交 程 が付 含 ま 壊 れ 当 又 7 該 い費 は 用 大 る 規 \mathcal{O} 合 模 半 に 又 壊 おは であ 11 百 て万 は円 0 た 場 合 万費の 円 用前 に条 の住第 う 宅 ちの項 い傾 第 き ず れ を か 修
- 五. する交付に 係 る費用 が 宅 額 含 \mathcal{O} ま 当 れ該災 て 費の い用 る の度 額が には壊 お 五. 十 あ V て は円 **当** 二百 費前 五. 万 円 住 _ 宅項 $\overline{}$ の第 \mathcal{O} うち 傾 三 き 号 を V に ず 修 掲 復 かする 少 る な 工用 一い事に 工項額に対
- 六 事 第 ほ場か合 円 交 付 \mathcal{O} 5 額 宅 Ś \mathcal{O} とい当 傾 ず 該 きを修復 費 れ 用 か 少 \mathcal{O} す う ち る 当 工 該 事 を行 住 宅 のう 傾 場 合 き を のれ 前 修 条 復 第 す る
- 七 六号)の交付を変の変けを変に係る利率が年のでは、 -万円のうちい-を超える場へ 利子 相 当 額 い合 に ずに 対 れお す かい る 少て交なけい 11 額額 額利 率 当 を該 年 利 八子 パ 相 当 セ額 ン〜 ト借 と入 しれ
- きる次 三 給号 額 零とする。) 会 ・大号)第三条第二項、第三 ・大号)第三条第二項、第三 ・成金の交付を受ける人が加さ ・大号)第三条第二項、第三 ・大子)が加さられる額をいる ・大子)が加さられる額をいる ・大子)が加さられる額をいる ・大子)が加さられる額をいる ・大子)が加さられる額をいる ・大子)が加さられる額をいる 六 助 中 とあるのは、「当 \mathcal{O} 又は 算 支給を受けることがで又は第五項の規定に基 支 援 金 じて用 (被 司 災 入者 生活 そそのの 一づき被 再 き 建支 定 る 人の 場 が零を 災援者法 適用 合に 生活 12 平 お 下を つけ 回受るけ 再 成建 十 いる て 前 る 支 年 は項 $\check{_}$ 援 各号 にと 金 同 はが項 の第 (第 で各 支六
- 3 助 じ 他 例 て 成 助 を除 成 金 \mathcal{O} 条 金 た \mathcal{O} 交付 \mathcal{O} 例等に基 < 交付 とす とを受け 規 は ーづく 則 規る 一補 項 助 に金等 又が は前 要綱 める 条第 」という。) 派に基づく 交付 額 かの け助費 例 等に基づれることが、 く補助さる 以て 下 本 補 こ市 助 場 金 のの 等合項条のにに例 お 額 お をけいこ 減る ての
- 捨 前 る 項 定 す る り 算 出 た 交 付 額 に 千 円 未 満 \mathcal{O} 数 が あ るとき は そ \mathcal{O} 端 数 を

交

六 申 助 金 れ 交 ば 付 な を 5 受 け ょ V うとする 人 は 市 長 が 別 に 定 8 るところ に ょ ŋ 市 長 に

す に ょ る 申 はな 原 則 と 7 震 災 時 お け る 世 帯 成 に 基 づ < 世

定

否 前 を条 決 第 定一 し項 \mathcal{O} 当 規 該 定 に 申 請 ょ る を 申 請 た 人が にあ 通 2 知た す と き る もは \mathcal{O} とす そ \mathcal{O} る 内 容 を 查 7 助

交付

八条 市の長取 ののはは が 付 不 助 助 不 の 正 成 成 金 のの と 内 段 交 交認 容 に 付 付 \mathcal{O} 決 決 定 定 成金の全部 次 取 \mathcal{O} り得号 \mathcal{O} V とずれ で カュ き に 該当すると

めるとき たとき

- 偽 りそ 決の 定 手 め又よ り 助 由れ成 定を取 反しけ
- 助成 は \subseteq がに 付 た とき

 \equiv その 適 当 る 事 生

(助 成 金

第 九 きは 条 助 市 長は、助えるのを付いた。 成 金 \mathcal{O} 全 助 部 成 又 金 はの 一 交 部 付 を受 を 返 還 け さ た せ 人 る が こと 前 条各 が で 号 きる \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該 す る る

(委任

は則 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 行 に 関 必 要な 事 項 は 市長が 定め

 \mathcal{O} 条 例 平 成 三 十 五. 年 七 月 日 か 5 施 行 す る。

取 得 れ | 「行又は修善・ | 平成二十三年東↓ | 理 由 が \mathcal{O} 条 例 案を る 北 費用方 提 の太 出 す 一 平 洋 る 部 沖 理 等 を地 由 助震 で あ 成に る。 する ょ り ため、新たに条例住宅に被害を受け のを制定する必要のた被災者に対し 要が ある。 住宅の